

## ひらかた万博共創事業創出補助金交付要綱

令和 5 年 12 月 11 日制定  
枚方市要綱 第 50 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付するひらかた万博共創事業創出補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、ひらかた万博の取組を行う民間事業者、大学その他団体に対して交付することにより、ひらかた万博の取組による地域の活性化を推進するとともに、多様な主体による共創の発展に資することとする。

### (補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、ひらかた万博共創プラットフォーム（本市の地域資源を活かした新たなビジネスを創出するために設置する本市、民間事業者、大学その他団体による会議体をいう。）に参加する会員（次条において「プラットフォーム会員」という。）とする。

### (補助対象行為)

第 4 条 補助金の交付の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する取組を行うこととする。

- (1) 本市の地域資源を活用した特産品、参加型若しくは体験型の取組又は観光ツアー等の市域を周遊するプログラムを新たに創出する取組であること。
- (2) 地域経済の活性化及び市民のまちへの愛着向上に資する取組であること。
- (3) 令和 8 年 3 月 31 日までに完了する取組であること。
- (4) 2 以上のプラットフォーム会員が実施主体となる取組であり、かつ、当該会員間の共創が当該取組の目的の達成に必要であると認められること。
- (5) 政治活動、選挙活動又は宗教活動を目的とした取組でないこと。
- (6) その経費について補助金その他金銭又は物品の給付を本市から受け、又は受けることが決定している取組でないこと。
- (7) プラットフォーム会員の属する団体における親睦又はレクリエーションを主な目的とした取組でないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件

### (補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象行為に要する経費（市長が適当でないと認める経費を除く。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と 30 万円のいずれか低い額とする。

### (補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第6条 補助金の交付決定に通常要すべき期間は、補助金の交付の申込みがあった日の翌日から起算して30日間とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。